

長崎県総務部スマート県庁推進課関連情報システム改修業務委託
制限付き一般競争入札試行実施要綱

(目的)

第1条 長崎県総務部スマート県庁推進課が発注する情報システムの改修業務委託(以下、「業務」という。)に係る契約の競争性及び公平性並びに透明性を高めるため、この要綱に基づき制限付き一般競争入札を試行する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 制限付き一般競争入札 一般競争入札のうち、地方自治法施行令第167条の5の2の規定による事業所の所在地又はその者の当該契約に係る業務についての経験もしくは技術的適正の有無に関する資格を定め、当該資格を有する不特定多数の者による入札方法をいう。
- (2) 総務部 内部組織の設置に関する条例(昭和28年長崎県条例第1号)に規定する内部組織のうち総務部をいう。
- (3) スマート県庁推進課 長崎県組織規則(昭和46年4月1日長崎県規則第23号)に規定する内部組織に置く課室等のうちスマート県庁推進課をいう。

(対象業務)

第3条 この要綱に基づき試行する制限付き一般競争入札の対象業務は、別表に定める情報システムに係るプログラムの追加及び修正(以下、「改修」という。)を行う場合とする。

(入札参加者の資格要件)

第4条 対象業務に係る一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 「情報システム開発等の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示」(平成25年3月22日長崎県告示第325号)に基づく入札参加資格を有する者
- (2) 業務に必要な経験及び技術を有すると認められる者

附 則

この要綱は、平成22年5月18日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月16日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(別表)

区分	システム名
電子県庁システム	長崎県庁ポータルサイト・スケジューラー、休暇システム(人事給与メインメニューシステム含む)、旅費システム、手当等システム、WEB職員録システム、会議室予約システム、研修・会議受付システム、物品めぐりあいシステム、庶務事務担当者設定システム、電子出勤簿システム、情報資産外部持出管理簿システム、人事評価システム、意向調査システム